

標準購買条件書

●○○ 標準購買条件書 ○●●

有限会社フォセコ・ジャパン・リミテッド(以下甲という)から商品の注文を受ける法人・個人(以下乙という)は、別途添付される注文書内容を受託するにあたって、下記の標準購買条件も同時に受諾したものとみなす。

1. 「定義」

適応される箇所では:

「商品」とはすべての品物、動産、工場、設備、機械、倉庫、サービスと限定はなく、行われる作業の準備や配送される原料も含む。

「注文」とはこの注文書やこれに添付、参照されたすべての書類を意味する。

「注文番号」とはこの注文書の表にある番号で注文を特定するものである。

「当事者」とは購入者と販売者である。

「仕様」とは購入者のノウハウとデータ、関連付随する商品と関係ある機密、学術・技術の情報である。

「仕様資料」とは販売者によって収集、作成又は取得されたすべてのメモ、ノート、記録、報告、写真、製図、スケッチ、青写真、計画、磁気テープ、PC ソフトウェア、ハードウェアシステム、他の書類、記録や保管物、録音、証言、提供又は開示された仕様と関連付随するコピーと要約である。

2. 「発注」

個別契約は、甲所定の注文書を乙に送付する。この注文書には、発行年月日、品名、単価、数量、納入期日、納入場所、納入方法等を記載する。

3. 「品質と量」

書面での変更が当事者の同意の下行われない限り商品の量と品質は正式な注文から相違が無いこと。

4. 「配達」

(i) すべてのインボイス、納品書、現品票、梱包票、配達明細書と納品に関して送られた書面には注文書にあるオーダー番号を明記すること。

(ii) 商品の配送料は無料で配達日、配達先は注文書に記されている。当事者が書面で同意した時のみこの条件が変更される。

(iii) 甲は配達された商品の品質や量がこの注文書にそぐわない時や一部問題のある商品の受け取りを拒否する権利がある。

5. 「検査」

(i) 甲に届けられたすべての商品は甲の妥当な機会に検査の対象となる。配達証明書の署名は商品の受取ではない。配達証明書が署名され 6 ヶ月経過し甲から連絡が無かった場合、甲によって商品が受取されたものとみなす。

(ii) すべての商品は 5(i)条項の対象となり商品配達後の甲の検査後、注文の規定に合わなかった商品は拒否の対象となる。

(iii) 乙の落ち度で商品に欠陥があった場合にはリワーク、取替え、返金される。

(iv) 乙に返却された商品は乙のリスクで、すべての運送コストは乙の負担である。

6. 「注文のキャンセル」

(i) 以下の事が乙に起こった際、注文は甲によって一部もしくは全てキャンセルされる場合がある。

(a) 乙が甲から書面によるキャンセル連絡を受け配達証明書を受領した 7 日間以内であれば甲からの取引条件、保証に応じる。

(b) 乙が破産手続き中、管財人が任命された、訴訟手続き中、訴訟された場合。

(c) 注文書の前面に記した配達予定日の 7 日間以内に届けられなかった場合や、当事者が書面で合意した改定日以内での配達が出来なかった場合。

(ii) このような場合のキャンセルでは乙は賠償を主張する権利はない。

7. 「期限の利益喪失事由」

乙は前条各号に該当する事由が生じた時は、甲に対し負担する一切の債務につき、期限の利益を失い、直ちに債務の全額を甲に弁済しなければならない。

8. 「固定価格」

この注文書にあるすべての価格は固定されており注文書前面に書かれているか、当事者が書面で同意しない限り変更はない。

9. 「品質保証」

乙が商品の品質保証をする。

(a) この注文書又は添付されている仕様書の仕様を確認する。

(b) 販売可能な品質で新品、良好、使用目的にあった商品が供給されている。

(c) 乙は個別契約にかかる商品に対して、先取特権、留置権、抵当権等の対象としないことを保証する。

10. 「特許権、商標権、意匠権、著作権」

(i) 乙は甲に商品の製造元は商品の販売、使用があらゆる国で特許件、商標権、意匠権、著作権の侵害と侵害の加担しないことを保証する。

(ii) 乙は甲に商品の使用時の支障、保証違反に関する派生的な損失やダメージ(適切な訴訟費用と賠償金を含む)があった場合は賠償する。

11. 「標準購買条件書と個別契約」

(i) 本標準購買条件書は、個別契約に共通する事項について定めるものであり、甲及び乙は、本標準購買条件書及び個別契約を遵守する。

(ii) 甲及び乙は、協議のうえ、個別契約において、本標準購買条件書に定める条項の一部の適用を排除し、または本標準購買条件書と異なる事項を定めることができる。

12. 「設置」

以下の条件下では乙が作業を請け負う。または作動させる時に甲の敷地内又はその近くで作業をする必要があり乙がその場にいなければならない。

(a) 乙は自己責任で作業が行われるエリア内に入る。甲の損失、ダメージ、この注文に関わるクレームと責任、販売者同伴、その作業員、代理人、請負業者、購入者敷地内の訪問者、甲の不注意による過失のクレームも含めて、又そうでない場合も賠償する。

(b) 乙が注文書前面に記載されている条件を満たす為のすべての労働者、設備、材料、注文に付随する付属品を供給する。

(c) 乙その作業員、代理人、請負業者と訪問者は甲、その管理職、工場長、権限のある役員のすべての指示に従う。

(d) 乙は書面で甲の同意がない限り甲の敷地内での作業を請負業者に任せることはできない。但し、不当に同意が保留されるべきではない。

(e) 乙が注文に関するすべての作業を請け負うこと。

(f) 乙によるすべての作業は手ぎわ良く最善の方法で行われる。乙は近くで行われている甲の業務の妨げにならないよう最大の努力をする。

(g) 乙による不完全、不十分な作業があり領収書が受け取られた後 7 日以内に欠陥や不良が改善されず乙が取替えを行った場合、その費用は乙が負担する。

13. 「仕様や情報の秘密保持」

- (i) 乙が甲の仕様に従って商品の製造や組み立てを行う。乙は甲の同意なしに同じ商品を他者に売らない。また乙は、甲及び甲の関連会社の同意なしに提供された仕様や情報を他社に漏らさない。
- (ii) 乙は甲によって提供された仕様資料また購入者の代わりに乙によって用意された資料は甲に所有権がある。コピーを作成することは許されず、乙によって注文の実行以外の目的で使われることはない。甲に商品と共に返却される。当事者によって書面で同意された時に限り変更される。

14. 「放棄」

当事者の契約の不履行、当事者の権利の主張の遅れがあったとしても権利放棄と見なされない。当事者は当該時点に国内で施行されている法律により適切な訴訟手続きを開始し、一部もしくは全ての権利を守ること。

15. 「ABC POLICY」の順守

甲から商品の注文を受ける乙は別途添付される注文書内容を受託する場合、別途添付される「ABC POLICY」の指針及びその内容に同意し順守することを表明したものとみなす。

16. 「専属的合意管轄裁判所」

本標準購買条件書及び個別契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

神戸市中央区御幸通6丁目1番10号
オリックス神戸三宮ビル

有限会社フォセコ・ジャパン・リミテッド
社長 David W Hughes